

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和 6 年 9 月 2 4 日

○出席委員（11名）

委員長 山本哲也  
委員 山本欽久  
委員 南川則之  
委員 戸上健  
委員 坂倉広子  
委員 世古安秀  
  
議長 河村孝

副委員長 世古雅人  
委員 瀬崎伸一  
委員 濱口正久  
委員 木下順一  
委員 尾崎幹

○欠席委員（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太  
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼  
議事総務係長 平山智博

(午後 1時14分 開会)

○山本哲也委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は、事項書のとおりです。

それでは、協議事項1、鳥羽市議会サポーター設置要綱等の制定についてを議題といたします。

詳細については、事務局より説明します。

平山次長、お願いします。

○平山次長兼議事総務係長 事務局、平山です。

すみません、先日、サポーターの設置要綱及び募集要項のほうの説明のほうさせていただきましたが、幾つかご意見をいただきましたので、今回その点について修正させていただいたものを、今回ちょっとA案、B案という形で提案のほうさせていただきたいと思います。

まず、A案を中心にちょっと説明のほうさせていただきたいんですが、まず、サポーター設置要綱のA案のほうをご覧くださいませでしょうか。

よろしいですか。

まず、ちょっと順番入り込みするんですけども、まず、第7条のほう、7条、市議会サポーターは、公募とする。ただし、議長はという文言があったかと思うんですが、こちらのほうが7条と4条の文言が整合性が取れないという形になっていましたので、4条と7条の整合が取れるように、7条のほうは、ただしの後を「議長は市議会サポーターの推薦、又は必要と認めた団体等に適任者の推薦を依頼することができる」という、またはの規定で議長が直接サポーターを推薦できる形というふうに修正をさせていただきました。

同じくと言いますか、募集要項のA案のほうをご覧くださいませでしょうか。

鳥羽市議会サポーター募集要項のほう。A案のほうでは、もう一つ議会の傍聴をもう少し明確に記載してほしいというご意見をいただいていたので、まず、A案としましては、設置要綱のほうは変更せずに、募集要項のほうに丸の2つ目のぼつの1つ目です。括弧書きで、可能な範囲で議会、委員会の積極的な傍聴をお願いいたしますという依頼の文書を付け足す形で書かせていただきました。こちらがA案という改正になるんですが、続きまして、B案のサポーターの設置要綱のB案をご覧くださいませでしょうか。

設置要綱のほうのB案になります。よろしいでしょうか。

設置要綱のB案は、7条についてはA案と何も変わらないんですが、5条のほうに、もともとは5条第4項まであったんですが、新しく4項を3項の下にもう一つ追加のほうさせていただいて、4項で、「本会議又は委員会を年に1回以上の傍聴に努める」と記載のほうさせていただきました。

それに伴いまして、募集要項のB案のほうも同じ表示になりまして、丸の二つ目の鳥羽市議会サポーターの役割のところ、四つ目に同じく「本会議又は委員会を年に1回以上の傍聴に努める」というふうに表記のほうさせていただいております。

大きく修正した点はこの2点でして、あと1番のモニターとかという表現が残っていたりとかというのは、

一部修正のほうさせていただいたんですが、本日提示させていただくA案、B案としまして、その議長の推薦に関するくだりと、傍聴に関するくだりをこの2点について、皆さんでご協議いただきたいと思います。

私からは以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

先日の委員会におきまして、幾つかご指摘をいただきましたので、修正のほうをさせていただいております。これらの修正を踏まえて、改めて要綱等についてご意見等をお伺いしたいと思います。

それでは、こちらの案について、ご意見等がありましたらご発言をお願いしますということなんですけれども。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 1回以上、もしくは来れなかった場合はどうされる予定なんですか。1回以上。ちょっと教えて。どういう議論が。

○平山次長兼議事総務係長 来れなかった場合でも認めないというわけにはいかなかったので、努めるようにするという表現にさせていただいております。

以上です。

○山本哲也委員長 尾崎議員。

○尾崎 幹委員 ただ、やっぱり幅広く募集しようと思ったら、一般の若い働いている人は、まず来れないという前提になってしまっているというのがやっぱり問題かなと思っています。と言うてくると、もう定年退職した方、もう限られた人しかこれのサポーターにはなれないというような見方もできるんじゃないかと、そこら辺は議論どうでしたんですか。

○山本哲也委員長 そもそも今回、何でA案、B案用意させてもらったかということなんですけども、結局はそこ、尾崎委員が問題提起してもらっているところの部分になるかなというふうに思っています。

その両方読んでいただくと、必ずしてくださいという文言ではなくて、努めてくださいであるかということと職務として入れるかどうかということになるかなというところになるかなと思います。なので、どちらのほうもこの傍聴をお願いするということは、記載はさせていただこうという話なんですけれども、それを職務として入れることで、先ほど尾崎委員が言われたように、いや、これが職務になるんだったら行かれへんと思う方も見えるんじゃないかという声もありまして、こういう柔らかいほうとしっかり書くほうとということで分けさせていただいているところがございますので、そんな感じでおっしゃっていただいたことを今回皆さんのほうの意見をいただいて、どちらがいいかというところで決めていきたいなというところで用意させていただきましたので。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 できるだけ若い子らに参加してもらうのが一番いいかなと思っています。その中で、やっぱりこういう縛りがちょっとでも、強い言葉から柔らかくなったという部分に関しては、やっぱりサポーターになりたい方々がどういう考え方を持つかという、民主主義の中でやっていくわけですから公平で平等なやっぱりやり方が根本になれば、やっぱり議会としての何ていうんですか。この募集というものに関してサポーター

制度というものに関して、やっぱり欠けるところが出てこないようにやってもらえればいいんですけども、ただ、これが幅広く、本当にできたら高校生ぐらいから投票権持っている方々の中からやっぱり選んでもらうのが一番いいかなと思っていますので、僕はそういう考えを持っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

先ほど尾崎委員からも発言ありましたけれども、今回読んでいただくと分かるかなというふうに思うんですけども、A案ですと、募集要項のところにおいて、この積極的な傍聴をお願いしますという呼びかけを入れるということ。B案におきましては、職務として本会議、または委員会を年に1回以上傍聴に努めるということを書くというところで、設置要綱のほう募集要項にもその文、傍聴に努めるというところが役割に入ってくるよというところなので、その辺をしっかりと明記するのがB案という考え方と、募集要項でいいんじゃないというところがA案となりますので、その辺整理していただいてご意見いただければなというふうに思います。

どちらかという、尾崎委員の意見としてはA案ぐらいでいいんじゃないかということだとは思うんですけども、ほかご意見がありましたらいかがでしょうか。

山本委員。

○山本欽久委員 私もA案のほうが良いと思います。

職務として書いてしまうと、なかなかそこで絶対1回は行かなきゃいけないのかとなっていくような気がしますので、私もA案のほうが良いと思います。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 定義のほうの1番と、要件のほうの4条の1番ですか。18歳以上の市民であることと、その定義のほうは、居住または市内企業、学校等に就労もしくは就学している者を言うというこら辺の整合性はどうか。何も問題ないのかな。

市民とはと書いてあるわけですよね。それで、市内の企業、学校等という文が入ってきて、この要件の1番ですよね。サポーターの仕組み、運営、その他、要件全て満たしとなってくる、何も整合性はいいですか。

○山本哲也委員長 説明させていただきますと、その4条の中の18歳以上の市民であることという、その市民の定義を2条でうたっているわけでございまして、18歳以上の市内に居住、または市内の企業、学校等に就労、もしくは就学している者というのが要件になってくるということになりますので、その4条の市民、2条以下です。この場における市民というのを2条で定義しているということでございますので、そのようにご理解いただければいいかなというふうに思います。

ほか、どうでしょうか。

木下委員。

○木下順一委員 この募集要項のA案の括弧書きで、この積極的な傍聴をお願いしますという積極的なのが気になるんですけども。

○山本哲也委員長 はい、ありがとうございます。

傍聴をお願いしますでもいいんじゃないかという意見もいただきました。

ありがとうございます。難しいところですね、これ。積極的なが入ることで、無理にお願いというか何というんですかね、来なくてもいい。消極的にでも、何ていうんですかね。これがなくなると傍聴をお願いすることだけになっちゃうようなイメージもあるんですけどもね。

どっちでも一緒か。

はい、ありがとうございます。意見として。

南川委員。

○南川則之委員 木下委員が言われたように、その可能な範囲でということの文言があるわけなので、それはもうここに網羅されているのかなと思いますので、どうでしょうか。

○山本哲也委員長 はい、ありがとうございます。

同様の意見として、可能な範囲という文言があるので、積極的なのというのはなくてもいいんじゃないかということで、それぐらい柔らかく表現するほうがいいと。あんまり締めつけのないようなところの意見だと思うので、はい、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 ちょっと裏を返すというか、質問になるんですけども、傍聴は必ずしていただきたいという思いは議会側としては、私たちの立場としてはあります。それは何でかと言いますと、傍聴していただくということによって何を言っているのか、何をしようとしているのかという目的がうかがえると思うんですね。例えば、ユーチューブも配信しているので、そこでは見られるとは思うんですけども、やはりしっかり見ていただくというのをどこかで表現をしていっていかないと、私はサポーターになっていただける方にとっても大事なことではないかなと思いますので、表現の仕方なんですけれども、行っても行かんでもいいわという表現になっていかへんのかなというところがあるので、私は積極的な傍聴を、例えば最低でも一度来てください、見てくださいというような表現の仕方ってないのかなとは思うんですけども。どうでしょうか。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

その辺の表現で言いますと、例えば、設置要綱のB案ですとかに、職務のところ年に1回以上の傍聴に努めるという表現がありますので、募集要項のほうにも傍聴に努めるというふうな書き方をしているのがB案でございますので、そういう形でどうかというところですよ。

どうでしょう。ある程度、話をいただいたところ、いかがですか。大丈夫ですか。

A案、B案決めていかないかところかなとは思っています。

濱口副議長。

○濱口正久委員 このサポーター制度の導入に当たって、そもそもが目的のところは第1条に書かれているとおり、広く知ってもらって、もうちょっと議会と市民に参加していただくということでやっていたと思うんです。それで、今議論されているところの4条とか5条、それから7条に関しては、最初からいろんな小委員会でもいっぱい議論があって、そのの広子さんが言っていたユーチューブで見てもらったやつに対しても

意見もらわないかんけれども、やっぱり議会にも来てもらったほうが雰囲気も当然分かってもらって、より身近になるんだろうということもあったので、多分今の話でいくと両方が網羅されている、書き方の問題だと思うんですけど、B案でも別に差し障りないのかなと思うんですけども、もしそれが、何ていうんですかね。どうしてもその縛りが、傍聴のところがすごくかかってしまって、もっと広く本当に小委員会でも議論あった、尾崎委員も言われておった本当に若い人たちが、どうやったら参画できるんだというところでいくと、そういう書き方をちゃんとされているA案のほうが分かりやすいのかなとは、柔らかいほうがいいのかなという気もします。そこのところは、私的には。どちらもいいような気がするんだけどな。

○山本哲也委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これ目的がサポーターを設置して、市民からの要望、提言、その他意見を広く聴取して、市議会の運営に反映させて、市議会を円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とすると。ですから、これを読んで、公募ですから応募してきてくださると思うんです。それぞれ応募される方は、目的意識を持って議会に対して物申すというか、もっといろいろ提言もしようという思いを持ってござる方が公募してくるというふうに思うんです。そういう方に対して、僕は新しく付け加えた本会議、また委員会を年1回以上傍聴するように努めると、努めていただくということはこれ当たり前のことで、議会を傍聴せずに、何ていうか、自分の思いを意見を言うということではどうなのかなというふうに思います。我々議会の状況をよく掌握していただいて、見ていただいて、その上でいろんな提言をしていただくということがセオリーなんじゃないかというふうに思いますので、僕はこのB案に賛成です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。いかがでしょうか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 私も厳格運用は必要かなと思うので、設置要綱についてはB、募集要項についてもB、募集要項を配るのに、根拠になるところのいわゆる要綱が表記がないというのは若干おかしいかなと思うので、厳格運用するんであれば、もう両方に書かれていなくてはおかしいかなと思うので、B、Bでいっていただくのがいいかなと思います。

ユーチューブなんかで見られるとはいえ、ちょっと現在は放送設備の関係もあって、臨場感というのは全く感じられないというのが現状かなと思いますし、ご自宅でお時間のないときに、内容を知りたいから見るということは全然可能であるし、それも可だと思うんですけども、やはりサポート、助けてくださいという方であるのであれば、やっぱりその場に、その空気感の中に一緒にいていただいてどう感じられるかといったご意見をいただくということが、これからの議会の前進につながると思うので、なかなか募集のハードルが上がって応募がない可能性はあるかも分からないんですけども、できるだけ厳格な運用をされたほうがいいと思います。よろしくをお願いします。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

皆さん言っていました、世古委員いかがですか。

○世古安秀委員 私はB案のほうで、義務はないけれども、やっぱり傍聴に努めてくださいよというソフトな感じのほうがいいかなというふうに思います。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

皆さん、あとどうでしょうか。

それぞれ意見は言っていたかと思うんですけども。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 3点、議長はというのが3つ出てくるんですけども、この議長が定めるとか、議長が推薦依頼をすとかいうのが出てくるんですけども、これはやっぱり議員の総意の下で議長が定めるわけですか。もう議長が勝手に自分の好きな人を選ぶという意味、どういう意味合いで話が。

○山本哲也委員長 はい、ありがとうございます。

議長独断でというのは想定しておりませんが、もちろんその運営する中でそういった方が、例えば推薦の場合ですと、こういった方が必要なんじゃないかという議論があって、じゃ、そうしましょうというところで議長に推薦をお願いするという形の運営になるんじゃないかなと。

あくまでも全てそういう形で、議長が単独で合意形成を図った上で議長をお願いするという形になるかと思えます。

皆さん、ご意見もどうでしょうかね。出そろったところですけども、議長、いかがでしょうか。

○河村 孝議長 委員長、ありがとうございます。

B案、A案分かれているところだと思うんですけども、私、前回意見を述べさせてもらったときに、B案のほうを強く主張させてもらいました。理想は、B案で、公募によって10人全員埋まるということが理想の形だと思うんです。

小委員会で皆さん、ご努力いただいた方々の名誉のためにお話しさせてもらおうと、本来B案でいきたいところなんだけれども、四日市等々視察したときに、公募によつての申込みがなかなか少ないところの実情があって、間口を広げるために柔軟なところで、なるべく縛りをなくそうということで、当初出していた案がA案だったというふうに事務局からも説明は受けております。それも一理あると思えます。

ただ、ルールの中で、先ほど尾崎委員と瀬崎委員かな、戸上さんも触れていましたけれども、努めるという表現でありますので、これを傍聴しなかったから、もうサポーター解任ですということにはならないわけで、なるべくご努力いただきたいという議会の思いをこういう形で設置要綱にも載せるというB案を、どうやって柔軟に運用するかということがテーマではないのかなと思えます。

次の7年度からの議長、そして議会の体制がどうなるか分かりませんが、そうやってリーダーに立つ方、事務局含めて柔軟に運用をします。ただ、設置要綱、募集要項については瀬崎委員おっしゃったように、しっかり議会の気持ちを明記しておくということが大事ではないのかなというふうに思えます。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

皆さんご意見いただきましたので、A案かB案かというところで聞いていきたいと思うんですけども、では、A案がいいと思う方、挙手をよろしくお願いします。

(挙手少数)

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

では、念のためにB案がいいんじゃないかという方。

(挙手多数)

○山本哲也委員長 はい、ありがとうございます。

B案が多数ということで、B案で決めさせていただきたいと思います。

B案のほうですと、その文言の訂正は特に必要ないのかな。そうですね。B案でいいかなとは思うんですけども、はい、ありがとうございます。

それでは、諮らせていただきたいなというふうに思うんですけども、このB案をもって、鳥羽市議会サポーター設置要綱の制定をしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本哲也委員長 はい、ありがとうございます。

異議なしと認めます。

それでは、本案をもって鳥羽市議会サポーター設置要綱の制定といたします。

また、サポーターの募集等実施に当たっては、小委員会の構成を同じくする広報広聴委員会で行ってまいりたいと考えており、募集要項については本日の案を基本とし、実施時期等が決まり次第、微調整させていただきたいと思います。こちらにもご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本哲也委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に、協議事項2、その他について、委員の皆様より何かご意見、ご提案等はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也委員長 ないようですので、本日の協議事項は全て終了といたします。

これもちまして、議会改革推進特別委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午後 1時40分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年9月24日

議会改革推進特別委員長      山   本   哲   也